

ICFA公海底魚漁業決議採択について

10月6日にイタリア、ローマで開催された水産業界の国際 NGO である ICFA（国際水産団体連合）*の年次総会での合意を受け、「公海底魚漁業決議」が11月1日に最終化され、採択された。同決議は、国連において、底魚漁業が海洋生態系に与える悪影響が問題となっていることから、反トロール運動に備えて、食料供給というトロール漁業の役割の明確化等を内容とするもので、日本が提案した。下記決議文の通り、ICFA会員は、「2011年11月8日、9日及び11日－16日の国連総会の漁業関連決議に関する協議までに、それぞれの政府に」働きかけることとなった。

公海底魚漁業決議（仮訳）

国際水産団体連合（ICFA）は、底魚漁業が世界の食料供給に果たす役割について、会員の総意をもって、以下の決議を採択した。

国際水産団体連合（ICFA）は、

世界の人類の人口が爆発的に増加している中、食料の安定供給は、世界の喫緊の最重要課題であることを認識し、

地球の70%を占める海洋には、未利用・未開発な底魚資源が豊富に生息していることに留意し、

適切に管理された漁業は、環境に優しい産業であることを認識し、

水産物の摂取は心臓病の予防や、乳幼児の神経系の発達に寄与するという「信頼できる証拠」があるとして、より多くの水産物を摂取するよう勧告する先の FAO / WHO の作業部会の結論を支持し、

漁業は最低限の人間の関与で天然資源を供給する役割があることを認識し、

海洋生物資源は、適切な管理の下で漁獲されれば、豊富で持続的で健康的な食糧源になりうることを認識し、

沿岸国の200海里外でありながら、地域漁業管理機関の条約水域外における底魚漁業を、責任ある旗国がその漁業活動を適切に認可しているか否かに関わらず、IUU（違法・無報告・無規制）漁業と定義づけるいかなる試みも、20年にわたるIUU漁業根絶の労苦と、底魚漁業が与える悪影響を制限する努力を阻害するものであると考え、

それ故 I C F A は下記に自ら積極的に従事していくことを確認した。

1. 今日及び未来の世代のための安定的、持続的な食糧、特に良質な水産物タンパク質の生産
2. 国際機関、各国政府による資源管理への積極的参加を含めた、海洋環境、特に海洋生態系の保護に配慮した漁業
3. 人類の人口の維持に貢献できる未利用・未開発の海洋底魚資源の予防的な開発

I C F A 会員は更に 2011 年 11 月 8 日、9 日及び 11 日－16 日の国連総会の漁業関連決議に関する協議までに、それぞれの政府に下記を伝えることを決議した。

1. 底魚漁業に対する予防的でありながら、保守的ではない管理措置（及びとりわけ禁漁区）の継続の必要性
2. 国連総会の漁業関連決議が、大局的な政治指針の伝達手段であり続けることを明確にする必要性
3. 国連食糧農業機関（F A O）水産養殖局が、漁業の技術的案を委ねる専門機関であり続けること

<p>*国際水産団体連合（ICFA）は、1988年に関係各国の水産団体を会員とする非政府組織として設立され、現在アフリカを除く全ての大陸の主要な漁業国が会員となっている。海洋は世界人類のための主要食糧源であるという理念を掲げ、海洋の保全と漁業の維持を行動の基本としている。具体的な活動は、メンバー国水産業界指導者の声を結集し、国際会議の場で水産業界の立場について理解と支持を求めることとしている。</p>
--

上記 ICFA の決議は、日トロが事前に作成した決議案に各国からの修正を加えて最終決議案となったものです。引き続き、本年 11 月に開催される国連総会等で公海での操業が中止されないように関係当局や各国へ働きかける所存であります。